

厚生科学研究  
(子ども家庭総合研究事業)

里親委託と里親支援に関する国際比較研究

湯沢 雅彦

平成13年度研究報告書

平成14年 3 月

主任研究者 湯 沢 雅 彦

# 「里親委託と里親支援に関する国際比較研究」

主任研究者・湯沢 雍彦

## 〔目 次〕

総括研究報告書 .....	湯沢雍彦	… 105
分担研究報告書		
I ロシアの里親制度 .....	稲子宣子	… 111
II ロシアの里親制度をめぐる質疑応答 .....	稲子宣子と出席者	… 116
III デンマークの里親制度 .....	湯沢雍彦	… 122
IV シンガポールの里親制度 .....	平田美智子	… 129
V アメリカ・デンバー市の里親制度をめぐる質疑応答 …	ヘネシー澄子と出席者	… 143
VI アメリカ・オハイオ州・ルーカス郡の里親制度と研修 .....	桐野由美子	… 158
VII 英国（イングランド）の里親制度 .....	津崎哲雄	… 169
VIII フランスの里親制度・その1（関係する行政的・法律的保護） .....	中川高男	… 182
IX フランスの里親制度・その1をめぐる質疑応答 .....	中川高男と出席者	… 192
X フランスの里親制度・その2（パリ県の児童社会援助サービス） …	菊池 緑	… 196
X I フランスの里親制度・その2をめぐる質疑応答 .....	菊池 緑と出席者	… 212

厚生科学研究費補助金  
(子ども家庭総合研究事業)

## 里親委託と里親支援に関する国際比較研究

平成 13 年度 総括研究報告書

主任研究者 湯沢 雍彦

平成 14 (2002) 年 3 月

## 里親委託と里親支援に関する国際比較研究

主任研究者 湯沢 雍彦

### [研究要旨]

諸外国の里親委託と里親支援に関する法制度と実態を明らかにして、一定の基準を見出し、日本の里親制度の振興に有益な寄与を行うことを目的とする研究である。

初年度である平成13年度は、ロシア・デンマーク・シンガポール・アメリカ（デンバー市とルーカス郡）・イギリス（イングランド）・フランスの6ヵ国を対象として研究した。歴史的・社会的背景を異にするため、さまざまな形態が発見できたが、里子の処遇形態や里親の採用や種類、手当てや研修などについて、アメリカ・イギリス・フランスの制度と実態が非常に充実しており、日本に有益であることが判明した。

## 1. 全体の概況

〔目的〕本研究は、諸外国の里親委託と里親支援に関する法制度と実態を明らかにして、里子の条件、里親の資格、里親に対する研修、手当などについて一定の基準を見出し、日本の里親制度の振興に有益な寄与を行うことを目的とする。

〔方法〕主任が会代表となっている「養子と里親を考える会」の会員中から、以下の国の児童法・児童福祉学を専攻している研究者を選んで関連問題の研究を委嘱し、その研究調査報告を協力者を交えたグループで討議検討して報告書にまとめる。14年度末には個別研究とともに比較研究をも行う。

〔対象国〕全体としては12カ国（アメリカのみは数地域）を取り上げるが、初年度の13年度は、ロシア・デンマーク・シンガポール・アメリカ（デンバー市とルーカス郡）・イギリス・フランスの6カ国を対象とする。14年度には、ドイツ・ベルギー・イタリア・オーストラリア・カナダ・香港・アメリカの他地域およびイギリス（第二次）の各国（比較に必要な範囲で日本も）を対象とする予定である。

〔研究参加者〕

研究者	氏名	担当国	勤務先
主任	湯沢 雅彦	デンマーク	東洋英和女学院大学
分担1	中川 高男	フランス	平成国際大学
2	鈴木 隆史	アメリカ	立正大学
3	平田美智子	シンガポール・香港	東海大学
協力1	桐野由美子	アメリカ	京都ノートルダム女子大学
2	大谷まこと	カナダ	東洋大学
3	高橋由紀子	ドイツ	帝京平成大学
4	津崎 哲雄	イギリス	京都府立大学
5	松浦 千馨	イタリア	拓殖大学
6	稲子 宣子	ロシア	日本福祉大学
7	志田 民吉	オーストラリア	東北福祉大学
8	中川 良延	日本	山梨学院大学
9	鈴木 博人	比較	茨城大学
10	許 末恵	比較	青山学院大学
11	ヘネシー澄子	アメリカ	東京福祉大学
経理	菊池 緑	ベルギー・フランス	養子と里親を考える会

## 2. 3年度の研究結果の概要

各国の研究結果については、分担報告書に詳細に報告するとおりであるが、最初にそれぞれの国で特色あるものを摘出して参考に供したい。

### (1) ロシア

第二次大戦前の1936年法典で、パトロナートと呼ばれる里親制度は確立していた。しかし、69年法典は、後見制度の中に含めればよいとの見解からこれを廃止した。だが、体制変革後の95年新法典は、「プリョームナヤ・セミヤー」なる言葉で復活した。文字通りには「受け入れ家庭」で前の表現とは若干異なる。

それまでは、幼児の家・児童ホーム・寄宿制学校などの集団施設が中心であったが、設備の荒廃もあって、家族タイプの児童ホームに転換した。実親は親権を失い、里（養育）親が後見人となる。

97年のモスクワ周辺の状況では、家庭養護すなわち里親委託が70.9%を占めている。

### (2) デンマーク

北欧で一番南部にあるデンマークで、措置を要する児童は96年現在約11000人いる。

うち、里親ケアの子は42%に過ぎないが、残りが施設ケアではなく、その他の措置が30%ある。このように、職業コレクティブ、寄宿学校、シップケア、個室アパートなど措置先が豊富なことが特色となっている。なお、乳幼児に限れば73%が里親ケアである。

里親委託のあとは実親の元に戻るのが原則で、里親の養子になることはない。

### (3) シンガポール

アジア諸国には、一般に里親制度が存在しない。しかし、日本に近い生活水準をもつ国としてシンガポールに着目した。

大体里親制度に近いシステムは、1956年、乳児院の代替家庭としてスタートした。要保護児童が通告された場合には児童裁判所へ送られ、3日以内に **fit person**（すなわち里親）か相当の施設かが決められる。

毎年要保護児童は100名くらいいて、うち4分の1くらいが里親委託となる。里親は短期のものもあるが、80%は長期里親に預けられる。その際はとくに、里親と里子の人種的・宗教的背景を揃えるよう配慮される。

### (4) アメリカ（デンバー市）

コロラド州都デンバー市は、周辺を含め300万人の問題を扱う。24時間ホットラインを設け、平均週30件、年1500件以上の要保護児童の報告がある。発見者の通報義務が強化されたので多くなった。毎日児童課で会議をして振り分けるが、ほとんどが被虐待児なので、まず、緊急里親（フォスターホーム）へ2～3ヵ月間委託する。

その間審理に当たる児童裁判所は、97年には親権喪失を約100件について認め、親権停止の審判も非常に多く、虐待ケースの8割について適用される。普通の放置や親入院のケースは一般のフォスターペアレンツ（里親）に18歳になるまで平均4年間委託される。虐待や非行が甚だしい場合には、特殊グループホームなどの施設に委託される。

#### (5) アメリカ（ルーカス郡）

ここでの里親制度は、大変多様で意欲的なシステムをもつ。委託の場合には、親族や同一地域を優先的に考慮し、実親と直接協力して援助することを里親に課している。

里親の種類は、従来・緊急・息抜き・医療・行動問題・治療・矯激治療・社会自立の 8 タイプに細分され、それぞれの資格・仕事・給与等が詳細に規定されている。

#### (6) イギリス

中心を占めるイングランドについては、48 年児童法で示された「里親託置優先原則」は現在にも続けられている。2001 年では 58900 人中里親委託対施設託置の比率は 86 対 14 になり、養子縁組準備を含めると実に 9 対 1 となる。里親認定は、地方自治体のみならず民間独立機関も行える。後者の方が高い手当を支払うので、自治体は苦境に立っている。

里親手当の標準は、一般養育費の 50%増しで、里子がいない時期にも、通常手当の約 6 割が支給される。現実には、月約 9 万円から 40 万円までの開きがある。

#### (7) フランス

フランスの里親は、個人または私法人もしくは地方団体に雇用された有給労働者という大きな特色をもっている。そのため、最低賃金と有給休暇が保障されている。

原名はアシスタント・マテルネル（母親の手助けをする女性）であって、日本語では「保母」の感じに近い。継続的な永続里親が中心だが、土日だけや 1 日だけの育児ママなども里親に含まれる。

99 年末には、37.6 万人に里親認可が与えられ、うち 26 万人が 3 歳以下を預かる家庭里親の資格を得た。11 万人が里子委託され、農村部に多い里親は平均 2.5 人みている。3 年間に 120 時間の研修を受けないと、里親認可が更新されない。

### 3. 総括

以上のように、各国の社会的・文化的背景の差異によって、里親制度といわれるもののシステムや内容はさまざまであることが判明してきた。一国の中にも、州や都市によってヴァリエーションは各種各様である。

これを一括することは、とくに初年度末である現在は不可能で、次年度にまとめるべき大きな課題としてもち越したい。

ただ本年度の中でも、アメリカの現実的な素早い対応、イギリスの経験の累積、フランスの職業としての割り切りなど、日本の行政にヒントを与えてくれる問題は、幾つも隠されていることが痛感された。

厚生科学研究費補助金  
(子ども家庭総合研究事業)

## 里親委託と里親支援に関する国際比較研究

平成 13 年度 分担研究報告書

主任研究者 湯沢 雍彦

平成 14 (2002) 年 3 月

## I ロシアの里親制度

稲子 宣子

旧ソ連で里親制度が初めて公的な制度として認められたのは、1936年の「子どもの養育を勤労者の家庭に委託する手続きについて」の法令による。親に恵まれない他人の子を自分の家族の中に引き取って育てる事実上の養育関係はこの政令以前から存在していたが、それはあくまでも私的な関係に過ぎなかった。この1936年の法令は、それまで私的な関係でしかなかった事実上の養育関係を公的な制度として認め、「パトロナート」すなわち里親制度と名づけた。パトロナートとは、「保護者、後援者」を意味するフランス語「パトロン」を語源としている。

その後、第二次世界大戦により大量の戦争孤児が発生したことともなあって、1942年に「親なしに残された子の養育について」の政令が出された。この政令は、「子どもを労働者、職員、コルホーズ員の家族に委託する里親制度を広範に発展させる必要がある。里親制度は自発性の原則にもとづいて行われる。子どもを養育のために引き取った者（里親）にたいし、地方の国民教育機関を通じて子ども1人につき1か月50ルーブル（旧貨幣による）を支給する」と定めた。つづいて1943年の「親なしに残された子の里親、後見および保佐について」の教育省、保健省及び司法省の通達および1950年の「親なしに残された子を勤労者の家族に委託することについて」の教育省の通達などが出され、里親制度の内容が整備された。

これらによると、里親制度は「親なしに残された子の養育を勤労者の家族に委託する制度であり、子どもを保護し子どもの浮浪かを防止する国家の施策の実現を目指す社会的な援助の一形態」である。里親関係は子どもの養育を希望する者と国家機関との契約にもとづいて成立する。この機関は市と町では、子どもが3歳以上のときは国民教育部、3歳未満のときは保健部、農村地区では村ソビエト議長である。里親は「子どもにたいして家庭における正常な養育を保障し子どもの利益を保護しなければならない」から、「裁判によって選挙権または親の権利を剥奪された者、精神病者、未成年者、子どもの利益と対立する利益を持つ者」は、里親になることができない。里親契約の対象となる子どもは「孤児、親なしに残された子または判決によって親から引き離されている子」である。里親は「委託された子どもを養育し、その健康について配慮し、学習を監督し、職業につかせる準備をし、委託された子どもの権利と利益を擁護する義務」をおう。里親契約を締結した機関は、法律の定める手当てを地方予算から里親に支給し、定期的な家庭訪問により里親による養育状況を監督する義務をおう。里親が里親契約を私利の目的にしたり、委託された子どもを養育せずに放置した場合には刑事責任を課せられる。

この里親制度は、孤児や親による養育を受けられない子にたいして家庭における養育を保障する制度として、戦争中から戦後にかけて一定の役割を果たした。

しかしその後69年法典が採択されたとき、この法典の施行手続きにかんする法律は、

「1969年1月1日以前に締結された里親契約にかぎって、その契約で定められた期間中有効であり、それ以後になんらかの理由で親の監護を失った未成年者にたいしては、後見または保佐だけが設定される」として、里親制度を廃止した。こうして里親制度は、69年法典の施行とともに、法的な制度としては存在しなくなったのである。

これにたいして、1985年から始まったペレストロイカの時期、とくに1990年にソ連が国連子どもの権利条約を批准したことをきっかけとして、子どもを保護の対象としてではなく権利の主体としてとらえるという観点から家族法典を見直そうという提案がなされるとともに、里親制度の復活を求める意見が活発に展開されるようになった。たとえばレニングラード大学（現サンクト・ペテルブルグ大学）のカロートコヴァは、1990年に発表した論文の中で次のように主張した。「かつて里親制度は、家庭養護の一形態として重要な役割を果たしていた。里親制度について定めた特別の法令もあった。ところが現在では里親制度について規定した法令はなにもない。現行の家族法典は、この法典が施行される以前に締結された里親契約にかぎってその契約で定められた期間だけ有効と認め、新しく里親契約を結ぶことを認めていない。停滞の時代に里親制度が廃止された理由がなんであったとしても、今日、里親制度を復活させる必要があることは明らかである。里親制度の復活によってこそ、親に恵まれない子を自分の子と同じように養育するというわれわれのよき伝統をよみがえらせることができるであろうし、家族の中で養育を受けるという『子どもの権利』を、よりよく保障することができるであろう。里親制度に、養子縁組、後見制度とならぶ家庭養護の一形態としての法的地位をあたえなければならない。里親制度における里親の権利・義務は、法律によって定められなければならない。現行の基本結婚・家族法第26条のタイトルは『後見および保佐』となっているが、これを『後見、保佐および里親制度』とあらため、里親制度を法的な制度として復活させるべきである」。このカロートコヴァの論文以外にも、里親制度の復活を要望する提案は数多く発表された。これらの提案は、ソ連の崩壊後、新しい家族法典の草案を作成する過程に反映し、95年法典が里親制度を復活させたのである。

それではなぜ95年法典は、それまで20数年間も法的制度として存在していなかった里親制度を復活させたのだろうか。その理由を直接に説明した文献は手に入らなかった。しかしペレストロイカの時期に児童施設の荒廃の実情が明らかになり、従来の大規模な施設での養護に代わる家庭的な養護が模索されるにいたったことと無関係ではないだろう。

旧ソ連では、孤児や親に恵まれない子は児童施設に入れて集団的に養育するのが当然のこととされていた。入所型の児童施設には、幼児の家（3歳未満の子どものための施設）、児童ホーム（3歳以上14歳未満の子どものための施設）および寄宿生学校という三種類がある。そしてこれらの児童施設では「集団主義」にもとづく養護が理想的に行われていると、国内だけでなく外国にたいしても大きく宣伝されていた。

ところが、ペレストロイカの時期の1987年に生まれた民間団体の一つである「児童基金」が児童施設の実態を調査したところ、多くの施設がすさまじいまでに荒廃しているという

事実が明らかになった。児童基金は、このことを同団体の機関紙である週刊『家族』の紙面に公表し、児童施設の建物の荒廃についてだけでなく、その中で日常化している不正経理、横領、窃盗、指導員による体罰、年長児による集団リンチなどについても、くわしく報道した。

児童基金は、こうした状況を放置してはならないと世論に訴えるとともに、従来のような大規模な施設ではなく、家族にできるだけ近い環境をもつ「家族タイプ児童ホーム」の建設を提案した。この提案は政府の指示をえて、1988年に「家族タイプ児童ホームの建設について」の政令が出された。

世界的にみると、1960年以降、とくに1979年の国際児童年、1981年の国際障害者年の運動をへて、施設ケアの考え方が大きく変わり、脱施設化・ノーマライゼーションの理論が実現化の道を実際に進んできている。このような世界の動きからみると、旧ソ連はかなりおくれていたといえよう。しかし児童基金の活動がひろがり、家族タイプ児童ホームの建設についての政令が出されて以後、これにたいする人々の関心が急速にたかまり、家族タイプ児童ホームの建設がつづいている。このような社会的状況が、95年法典による里親制度復活の背景にあるといえよう。

復活した里親制度を以前の里親制度とくらべてみると、次の四つの点が違っている。

まず第一に、以前の里親制度は「パトロナート」と名づけられていたが、復活した里親制度は「プリヨームナヤ・セミヤー」と名づけられている（「プリヨームナヤ」はロシア語で「受け入れの」と言う意味、「セミヤー」は「家族」であるから、「プリヨームナヤ・セミヤー」を直訳すれば「受け入れ家族」ということになるが、「受け入れ家族」ではわかりにくいので、以前の里親制度と区別するためにこれを「養育過程」と訳すことにする）。

第二に、里親制度は法令によって定められていたのにたいして、養育家庭は、養子制度および後見制度とならんで家族法典によって定められている。これは、子どもの権利条約に先立って1986年に第41回国連総会で採択された「国内・国際間の里親および養子縁組を主眼とした児童の保護と福祉についての社会的・法律的原則に関する宣言」の中の、「里親委託は、法律によって規制されなければならない」（10条）という規定に沿うものである。

第三に、里親制度では「里親の法的地位」が明確にされていなかったが、養育家庭では、「養育親は、養育のために委託された子どもにたいして、後見人（保佐人）としての権利をもち義務をおう」（153条3項）と定められている。すなわち養育親は、後見人（保佐人）としての法的地位をもつことが明確にされている。

第四に、里親制度では「里親に委託された子どもの権利」が定められていなかったが、養育家庭では、「養育家庭に委託された子どもの権利」が次のように定められている。

- (1) 育家庭に委託された子どもは、かれらに支払われるべき扶養料、年金、扶助料その他の社会的給付にたいする権利、および養育親に委託される以前にもっていた住居の所有権または利用権をひきつづきもち、住居がないときは、住宅法により住居を受けとる権利をもつ（154条4項前後）。

- (2) 養育家庭に委託された子どもは、家族法典第 55 条乃至第 57 条の定める権利をもつ (154 条 4 項前後)。

この「家族法典第 55 条乃至第 57 条の定める権利」とは、第 4 編「親子の権利および義務」の中に定められている「未成年の子の権利」であり、その内容は次のとおりである。

- (a) 両親、祖父、祖母、兄弟、姉妹およびその他の血族と交際する権利 (55 条 1 項)
- (b) 自分の権利および法的利益の保護を受ける権利 (55 条 1 項 1 号)
- (c) 未成年者でも成年にたつする前に法律にしたがって完全に行為能力があるとみなされたときは、保護を受ける権利をふくめ、自分の権利および義務を自分で実現する権利 (56 条 1 項 3 号)
- (d) 親 (またはそれに代わる者) による権利の濫用から保護を受ける権利 (56 条 2 項 1 号)
- (e) 親 (その双方または一方) により自分の権利および法的利益が侵害されたとき後見保佐機関にたいして自分で保護を求め、14 歳以上であれば裁判所に自分で訴える権利 (56 条 2 項 2 号)
- (f) 自分の利益にかかわる任意の問題が家庭内で決定されるとき自分の意見を表明し、また任意の裁判上および行政上の審理の過程で意見の聴取を受ける権利 (57 条)

以上に列挙した権利が子どもの権利条約の規定を反映したものであることはいうまでもない。

95 年法典による養育家庭の概要は次のとおりである。

- (1) 養育過程は、養育のために子どもを家庭における養育に委託する契約にもとづいて作られる。子どもを委託する契約は、後見保佐機関と養育親 (養育のために子どもを引き取することを希望する夫婦または個々の市民) とのあいだでむすばれ、養育家庭における養育には 18 歳未満の子どもが、契約の定める期間委託される (151 条)。
- (2) 養育家庭に子どもを委託する契約は、子どもの扶養、養育および教育の条件、養育の権利および義務、養育家庭にたいする後見保佐機関の義務ならびに契約解消の事由および効果を定めなければならない。養育に委託された子どもの数に応じた養育親への給与の額および養育家庭に与えられる特典は、ロシア連邦構成主体の法律が定める (152 条 1 項)。
- (3) 養育家庭に子どもを委託する契約は、正当な事由 (養育親の病気、家族的および財産的な状況の変化、子どもとの相互理解の欠如、子どもたちのあいだの対立など) があるとき、養育親の発議により期限前に解消することができる。また契約は、養育家庭に子どもの扶養、養育および教育にとって好ましくない状況が発生した場合、子どもを親に返した場合または子どもの養子縁組の場合に、後見保佐機関の発議により期限前に解消することができる (152 条 2 項)。
- (4) 成年にたつた者は、男女とも養育親になることができる。ただし次の者を除く。
  - (a) 裁判所により行為無能力者または限定行為能力者と認定された者

- (b) 裁判所により親の権利を剥奪または制限された者
  - (c) 法律により課せられた義務の不適切な履行によって後見人（保佐人）の職務を解任された者
  - (d) かつての養親で、自分の有責行為で裁判所により養子縁組みを取り消された者
  - (e) 健康状態により子どもの養育にかんする義務を履行できない者（153条）
- (5) 養育家庭における養育には、親の監護なしに残された子、とくに養育施設、医療施設、住民社会保護施設またはその他の類似の施設にいる子どもが委託される。兄弟姉妹を引き離すことは、それが子どもの利益に反しない場合を除き許されない。養育家庭への子どもの委託は、子どもの意見を考慮して行われる。10歳以上の子どもは、本人の同意があるときにかぎり、養育家庭に委託される（154条）。
- (6) 養育家庭の子どもそれぞれの扶養のために、ロシア連邦政府の定める手続きおよび学で、資金が毎月支払われる。後見保佐機関は、養育家庭に必要な援助をあたえ、子どもの生活および養育の正常な条件がつけられることを援助する義務をおい、子どもの扶養養育および教育について養育親に課せられた義務の履行に対する監督を行う義務をもつ（155条）。

以上のような家族法上の規定をさらに具体化し補足するために、1996年に「養育家庭規程」がつけられた。この「規定」は養育家庭を援助するため、養育親にたいして税法上の特典をはじめとするさまざまな特典をあたえている。

1999年12月20日の週刊『アガニョーク』によると、モスクワの東南にあるサマーラ洲では、この2年間に六つの児童ホームが閉鎖され、子どもたちはそれぞれの養育家庭に委託された。サマーラ洲のチトーフ知事は、これについて次のように語っている。「サマーラ洲では児童ホームがつぎつぎに閉鎖されているが、やがて全部閉鎖されるだろう。すべての子どもには、家族がなければならない。ソビエト政権のときでさえ、たとえばグルジアとアルメニアには児童ホームはなかった。そこでは一般的に、『児童ホームは民族にとって不名誉なものだ』と考えられていたのである。この考え方は正しい」。

また2000年3月2日の『ロシア新聞』によると、モスクワ市、カレリア共和国、マリー・エル共和国、ウラジーミル洲、カリーニングラード洲、ロストフ洲およびその他の州では、すでに数年前から、養育家庭をふくめて、家庭養護の新しいかたちを作ろうとするさまざまなこころみが行われている。このことは、血縁にもとづく家族の崩壊がすすむ中で、血縁をこえた新しい家族のありかたが模索されていることを示しているといえよう。

（稲子宣子「ロシアの養子・里親・養育家庭」養子と里親を考える会編『養子と里親』2001の一部、326～333頁を転載）

## Ⅱ ロシアの里親制度をめぐる質疑応答

稲子宣子と出席者

菊池：日本の後見制度とロシアの後見制度は大分違うという感じがするんですけど、たとえば里親に後見を与えたとしたら、里親には養子縁組の同意権までは渡さないわけでしょう？

稲子：渡さないですね。

菊池：後見にはいろんな権利がありますでしょ。そうすると、実親には何が残るのかといえば、何にもなくなっちゃう。結婚同意権は残るのでしょうか。

稲子：ロシアでは結婚同意権そのものがないですよ。なぜなら18歳が成年で、18歳が結婚適齢だから。

中川：ヨーロッパはほとんどの国がありますよ。フランスでは15歳が適齢ですから。婚姻同意権だけは。

稲子：そうですね。理想としては、18歳が成年であって成年年齢が婚姻年齢。だとしたら同意権なんかはなくなる、というのが理想だと思うんですけど。

鈴木：8人まで里子をとれるのはグループホームと似ている、というのがありました。養育親っていうのは、職親、というか職業里親とは違うわけですね。

稲子：ええ、違うわけです。

鈴木：あくまでも個人の家庭で、というわけですか。

稲子：8人というのは、8人以下というわけですから。中間的に、ペレストロイカの際に、いわゆるファミリーグループホームみたいなのが理想だという意見が出されたんですね。8人くらいまではいいんじゃないかという。その場合には、施設と家庭との中間形態みたいな、家庭的な施設ということがいわれたんです。その場合は、親がいわゆる専門里親みたいなものを想定したり、いろいろバラエティに富んだものが想定されていたんですね。ところが、なかなかそううまくいかなかった、結局のところ、里親が個人として自分の子どもを育てながら、あるいは育て終わってから2～3人の子どもを育てる、というものが一般的なものとして想定されることになった。過渡的に専門里親みたいなものが考えられたこともあったんですけど。

鈴木：それとは違う？

稲子：違うんですね。家族法に書いてあるのは専門里親ではないんです。

鈴木：養育家庭に委託された子どもですけど、これは養子縁組とは違うわけですよね。そうすると、里親委託をする期間が長期化した場合には、里親から養子縁組に移行することは議論されていないですか？ 養育家庭での養育は短いほうがいいのか、あるいは実親に返すための過渡的な期間の制度だとか、そういう議論はあまりないですか？

稲子：あまりないですね。

鈴木：むしろ、養育家庭というのは、日本でいうと東京都がやっている養育家庭みたいに、非常に長期間に及んで成年に達するまで養育家庭にいるということも想定した、そういう養育制度なのでしょうか。

稲子：そういうのまで入っています。つまり、非常に曖昧というか。短期間とか長期間ということは何もいっていません。

菊池：5ページの「養育家庭に委託された子どもは家族法典の定める権利をもつ」というところで、(c)「未成年でも成年に達する前に法律に従って完全に行為能力があるとみなされたときは、保護をうける権利を含め、自分の権利および義務を自分で実現する権利」とありますけど、これはよくいわれている「未成年解放」のことなんですか。

稲子：そうです。前の法律にはなかったんですけど、独立して職業を営む未成年者は成年とみなす、ということになりました。ただ「未成年解放」という言葉は使っていません。

菊池：民事行為に対して、たとえば16歳ぐらいの子がこれを行使して、自分は里親と養子縁組したい、ということで養子縁組の同意を実現することも可能になるということなんですか。

稲子：そこまでいってはいないけれども、「保護をうける権利を含め、自分の権利および義務を自分で実現する権利」だから、そういうふうに、子どもが未成年でも自分でできるということです。

菊池：行使できる年齢というのは決まっているのでしょうか。

稲子：決まってないです。

菊池：フランスなんかは16歳からですけどね。

稲子：未成年解放は16歳からと、ちゃんとそういうふうに法律に書いてあるわけですか。フランスはやっぱり司法的には厳密ですね。ロシアでは司法的な意味で厳密性を欠いているというのはロシアの司法的概念が遅れているからなのかもしれませんね。

中川：それはもともとが、ソヴィエト法が遅れてるんですね。革命以後の……。

鈴木：先ほどの養育期間の長短の問題に関連してなんですけれど、一般にドイツの文献を読んでいると、この問題にはゴールドシュタインの影響が強いとされています。ロシア家族法ではゴールドシュタイン学説の影響はありますか。

稲子：まったく出てこないですね。つまり、ゴールドシュタインの学説というのは継続性の原則ですよ。ロシアではそういうことを勉強していないので何にも出てきていません。ドイツ法にはゴールドシュタインの影響はあるんですか。

高橋：強いです。アメリカ本国より強いみたいです。継続性の原理というのは。

鈴木：だから、この部分を読むと、ドイツ法では引用がたくさん出てくるんです。

菊池：これをみますと、実親に子どもを返す場合のことが書いてないですね。それはどうしてでしょう。そのことは、最近はいろんな国が重視していますが。

高橋：6ページの(3)に「子どもを親に返した場合」というのがありますが、これは後見保佐機関が自分で判断するのでしょうか。

稲子：そうですね。

高橋：養育親と実親の子の奪い合いについては、何かケースがありますか。

稲子：そのようなケースは浮かんでこないです。文献の中に紛争のケースは出てこないのです。

中川：7ページの「親の監護なしに残された子は、養子縁組、後見または養育家庭に委託しなければならない」とありますが、「不可能な場合には」施設ということですから、養子縁組、後見、養育家庭のほうが、施設養育よりも優先している、と考えてよろしいわけですね。

稲子：ええ、そういうふうに読めるので、ここが非常に重要な転換です。つまりソ連時代とソ連崩壊後の考え方に根本的な転換があったんだと思うのです。

中川：これは親の監護なしに残された子、ですが、親がいても個人間の養育委託契約というのはどのようなでしょう。個人間の契約には後見保佐機関は関与していないとか。

稲子：それについては何も書かれていません。

鈴木：そういうのはあるんですか。

中川：フランスの場合はありますから、簡単にお話します。(略)

鈴木：いま中川先生に後見保佐機関のわかりやすい説明をしていただきましたけど、その専門性というのは高いんですか？

中川：養子縁組の関係を見たんですけど、養親として適当かどうかというのは、後見保佐機関、つまり家庭裁判所みたいなかたちの。……もともとソヴィエト権力の統治の末端機関で、そこに位置付けられている行政機関ですから、専門性はどうでしょうか。

稲子：そうですね、出先機関です。それにケースワークという概念が非常に弱い。ずっとそういうことがいわれてこなかった。それは全体主義的な考え方からきていると思います。ケースワークというものを軽視しているというのは。そんなものは不要だ、と思っていたんでしょう。全体を通じて、個人的なケースワークとか、そういうものの重要性をまったく認識しなかった期間があまりにも長かったな、というふうに感じます。

鈴木：いまはどうなんですか。

稲子：いまはケースワーカーは専門的な教育を受けなければいけない、ということもいい始めています。専門的な働き手を養成するための学校もできているようですが、資格とかについて詳しく書いてあるものは見当たりません。そういう点は軽視されてい

ます。

鈴木：養育親認定みたいなものはあるんですか。

稲子：養育親としてふさわしいかどうか、ということですか。

鈴木：こちらでいう里親登録みたいな。

稲子：それは、里親としてふさわしくないものを排除していくという形です。たとえば裁判所によって親の権利を剥奪された者は里親になれないとか、つまり、これはいけない、というものはあっても、こうでなくちゃいけない、というものは何も示していません。

湯沢：たとえば里子との年齢差ですね、そういうのはないですね。

高橋：でも内部でガイドラインはあるはずですよね？ 後見保佐機関のソーシャルワークをやるようなところでガイドラインはもってないでしょうか。

稲子：ガイドラインなしにはできないと思うんだけど、それが、きちんとしたガイドラインとして規定されたものはありません。

高橋：そもそも養育親になる人というのは結構見つかるんですか？

稲子：ロシアでは、ボランティア精神というのが非常に少ない。つまり社会主義のマイナス面の一つは、「いいことは国家がやってやるのだ」という考えが非常に強くて、ボランティアをやることによって国家がやるべきことをしなくなるという。だから日本人の考え方でも、ソ連の影響を受けている人についてはボランティアというものの理解が薄い、ということがある。これも全体主義のマイナス面の一つの現われかと思えます。これからは増えていくかもしれないけど、少なくとも今の時点では手当てがあるからやるという人はあっても、手当てがなくてもやろうという人は、なかなか見つけにくいです。

高橋：手当てが支払われている段階では十分いるんですか？

稲子：十分かどうかは難しいですけど、います。少なくとも「施設では子どもがかわいそうだ」という考え方が生まれてきた。社会主義が崩壊してやっとそうなった、という感じです。

大谷：毎月の手当てというのは一定額なんですか？

稲子：はい、一定額です、「国で定める」といってますから。具体的に毎月いくら、というのは今資料がないですけど。かつては、子どもの年齢が小さいときは手当てが多くて、子どもが大きくなると少なくなる、となっていたのが、今は一律です。

大谷：カナダの場合は実費です。たとえば洋服なんかにしてもスタンダードなものを一応計算の基礎とするんですけど、少し良い物が必要な場合はソーシャルワーカーとの話し合いでプラスアルファをつけたりするらしいんです。

稲子：地域によっても生活水準が違うから生活基準による地域差を設ける。そこまできめ細かくやらないと、本当はいけないでしょうね。

中川：「手当て」のことを、たしかどこかで「資金」と訳されています(7ページの(6))が、やはり手当てとは違う資金的な原語を使っているのでしょうか？ フランスの場合も報酬とか賃金と訳すべきものが出てくるんですよ。

稲子：はっきりと「金銭的な資金」と明記されています。

中川(よ)：6ページの(2)の「養親への給与の額」というのは。

稲子：この場合には「労働への報酬」ときちんと書かれています。

菊池：フランスの場合は給与、つまり手当てですね、それと養育費は違うんじゃないですか？

稲子：ロシアでも厳密に違いますね。

高橋：だから、子どもの扶養費っていうんですか、要するに子どもの扶養料と、里親がもらう手当てというのは別ですよ。

稲子：養育費というのは必要品を買うための費用で、手当てというのは労働に対する報酬を意味するもの。そうですね、それを区別していますね。他の国についても養育費と手当ては区別したほうがいいですね。必要経費と里親への手当てというものを、訳し方も区別したほうがいいですね。

高橋：ドイツの場合だと扶養料といういい方で条文があります。手当ての部分は、たとえば重度の障害児とか非常に育てにくい子どもを引き受けた人は手当てが加算されるというような、労働力に対して、子どもの養育に特別な資格を持っている人とか教職を持っている人には、手当ての部分が高くなる。資金という意味では、初めて子どもを引き受けるときには、子ども部屋を作ったりベッドを買ったり、一括払いでまとまった金額が別に支払われる、支度金みたいなんです。

湯沢：それは養子をもらうときもそうですか？

高橋：養子のときは知りません。

湯沢：デンマークでは国際養子のときにははっきり支度金を出すという制度があります。里子は短期間で親元に返すというのが原則だから、ないようです。

高橋：とにかく子どもを住ませるには要るでしょうから、というので標準があるらしいんですけど、初めて子どもを引き受ける家庭にはいくら、という最初にまとまった金額がいく。

菊池：フランスでも第一子、最初の子どもには少し多く出ますよ。

高橋：少し細かくなりますけど、たとえば障害児を引き受けるときは家をバリアフリーにするような改造費が出るとか。

稲子：そういうふうになっているんですか、ドイツは？

高橋：ええ、ドイツは。

稲子：きめ細かいですねえ。

高橋：これは個別のケースですが、その子を養子縁組したいんだけど、その子には非常に

お金がかかる。そうすると児童相談所みたいなのが、養子縁組すると補助が出ないからずっと養育家庭でいきなさいというふうに、逆に。養育家庭にしていれば手当とか療養費とか養育費とかが出るから、それでいきなさい、というようなケースもあります。予算がなくなるとだんだんそうもいかなくなるとは思います。

### Ⅲ デンマークの里親制度

湯沢 雍彦

#### 1. デンマークの概況

政権は社会民主党から保守党に転換しても、高負担高福祉を貫き、資本主義経済の中に民主的な公平さを保つので、社会主義的な内容をもつ。大金持ちも貧民もない国である。1992年までは輸出の不振から不況が続き、失業率は13%にも達していたが、93年半ばからは経済が立ち直り、2000年現在の失業率は4%未満に低下して経済は活気を呈している。若者たちの失業難はなくなり、出産率も1.7台に向上したので多子化へ向かいつつある（詳細は、湯沢雍彦編『少子化をのりこえたデンマーク』朝日選書、2001年を参照）。

〔面積〕 4.3万平方キロ

〔人口〕 533.0万人（2000年1月）

〔成人年齢〕 18歳

〔20歳未満人口〕 124万人

〔子どもケア数〕（1996年）	里親ケア	4,922人（42.3%）
	養護施設	3,250人（28.0%）
	その他の措置	3,458人（29.7%）
	計	11,630人（100.0%）

#### 2. 児童保護の全体状況

失業率は低く、社会福祉は世界一充実しているといわれるデンマークにおいても、親からの適切な保護が受けられない子が少なからず存在する。乳幼児期に両親を失ったり、親の犯罪・アル中・虐待・放任などがあるからである。また児童本人に、重度の障害や非行などの問題が起こって保護が遂行されない場合もある。

その子どもたちは、「社会サービス法」に基いて、「里親家庭」に委託されたり、「児童福祉施設」に入所させたり、「社会教育的コレクティブ」（職業訓練をともなう社会施設）に預けられたりする。その決定権は市町村（コムーネと呼ばれる地方自治体）にあるが、実際には、市町村ごとの児童・青少年委員会の判断に任される。ふつうのケースでは、保護者（＝大部分は親権者）の同意を得て行われるが、1割弱のケースについては、保護者の意向とは関係なく強制的に決定されている。

その実際の数を1996年現在で示したものが図表1、2である。

全体としては「里親委託」の割合が最も高く、未就学児の0～6歳と、義務教育期間の7～14歳では過半数を超えている。しかし、15歳以上では「その他」の措置が過半数を占め、施設（ほぼ日本の「児童養護施設」に当たる）の割合も小さくない。なお、この図表1、2に対比するものとして、1990年のものを挙げるができる。その割合分布は96年のものに非常に近く、この分布は安定していることを暗示させる。ただし、96年は90年に比べ